

総務文教委員会

令和4年6月15日(水)

時分～時分

第1委員会室

【委員】永見委員長、三浦副委員長

肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【総務文教委員会 所管管理職】

(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務課総務管理係長

(地域政策部) 邊地域政策部長、岸本政策企画課長

(教育委員会) 森脇教育部長、草刈教育総務課長

(消防本部) 琴野消防長、田中総務課長

【事務局】下間次長、松井書記

【議題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 6月23日(木)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について
【Vol.65 5月号】(委員間で協議)
- 5 【取組課題】多様性社会の推進について(委員間で協議)

令和4年6月定例会議 総務文教委員会審査について

日時：令和4年6月23日(木) 10:00～ 場所：全員協議会室

1 陳情審査

- (1) 陳情第31号 旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について
- (2) 陳情第33号 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について
- (3) 陳情第34号 浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について
- (4) 陳情第35号 浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について
- (5) 陳情第36号 パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について
- (6) 陳情第37号 パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について
- (7) 陳情第38号 改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について
- (8) 陳情第39号 浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について
- (9) 陳情第40号 憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について
- (10) 陳情第41号 長沢サブセンターの陳情について
- (11) 陳情第42号 飲酒同乗運転があったかないかという陳情について

- 2 議案第41号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について
- 3 議案第46号 財産の取得について(高規格救急自動車)
- 4 議案第47号 財産の取得について(小型動力ポンプ付軽積載車)
- 5 執行部報告事項
- 6 所管事務調査について
- 7 その他

浜田市

議会議長 笹田 卓 様

| | |
|-------------|---------|
| 陳 情 番 号 | 31 |
| 付 託 先 委 員 会 | 総務文教委員会 |
| 審 査 結 果 | |

陳 情 書

廃校になりました、旧久佐小学校のグランド整備について、実施頂きますようお願い申し上げます。

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田富也

久佐老人クラブホテル会

会長 原田義則

食改金城支部久佐地区

会長 宮本美保子

久佐地区健康づくり会議

会長 原田義則



陳 情 書

(要旨)

旧久佐小学校のグラウンド整備について、実施いただきますようお願いいたします。

(説明)

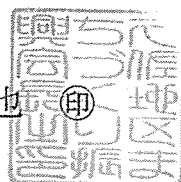
平素は久佐地区の環境整備につきましましては、格別なご理解とご支援を賜わり、年々整備されておりますことに地区民、心から感謝申し上げます。旧久佐小学校(現くさの里介護施設)裏の護岸の嵩上げ工事につきましましては、早速工事に着手していただき、令和3年度の竣工に至りました事を重ねて厚くお礼申し上げます。さて、今回の陳情につきましましては久佐小学校廃校後、地域でグラウンドの維持管理については実施してきておりますが、水はけが悪く、以前のように児童がグラウンドに出て運動することもなくなったせいか、草が生え年4回程度の草刈りをしないと使用できない状況が続いております。

久佐地区にとっては唯一のグラウンドであり、地区民体育大会や老人クラブ等のグラウンドゴルフなど、軽スポーツ等実施する場所であり健康増進を進めていく上にも無くてはならない施設であります。地区民が安心して使えるような施設整備を早急に実施していただきますよう、まちづくり委員会、老人クラブホテル会、食改久佐地区、久佐地区健康づくり会議連名で陳情いたします。何卒格別の配慮を賜りますようお願いいたします。

令和4年5月30日

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田 富也



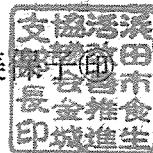
久佐老人クラブホテル会

会長 原田 義則



食改金城支部久佐地区

会長 宮本 美



久佐地区健康づくり会議

会長 原田 義則



住新 浜田市金城町久佐1107番地



加

正

同

平

八

日

大

水

池

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入

入





| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 33 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |

令和4年5月31日

浜田市議会議長様

団体 子どもの健康と人権を守る会

住所 浜田市周布町口8-4

代表者 小竹和憲



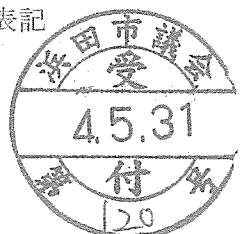
児童・生徒のマスク着用に関する陳情について

願意

- ① マスク着用が前提の差別や偏見を助長させる表記の貼り紙撤廃
- ② 小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導を中止
- ③ 児童・生徒がマスク着用可否を選択出来、その選択によって子どもの人権が侵害されない環境の保障
- ④ マスクを外してよい場面では教職員、保護者へのマスク着用を求めず、積極的に外すように通達・指導
- ⑤ 人権とマスクに関する小冊子「たいせつなあなたへ」を各家庭、教育機関への配布
- ⑥ 熱中症は死に至る危険があるものとして各家庭・教育機関への周知徹底
- ⑦ 手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃
- ⑧ 地域の実情に応じた独自対策の推進

理由

- ① 政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を変更し、マスクについて着用が必要がない場面等を示しました。しかし、この2年半の間、政府やメディアは感染者数増を連日報道し国民の不安を煽り続け、それを受けて県や市は「感染対策の徹底」を求め、100%に近い国民がお願いに従ってマスクを着用する生活となりました。元々、風邪の際にマスクをする習慣のあった日本でマスク着用は屋内外問わず一度も義務化となつてはならず、エアロゾルに対して予防効果はないとされていますが、ほとんどの人は事実を知らないままです。町ではマスク着用が前提の「思いやりマスク」「マスクマナー」「大切な人を守るマスク」といった同調圧力を生み、差別や偏見を助長させるかのような表記



の貼り紙をし、マスクをしない＝ルールを守れない、悪とする風刺も生まれました。見た目には分からない健康上の理由からマスク着けられない人もいます。思いやりとは、マスクをする人もしない人もお互いの気持ちを尊重するもので、一方の行為だけが善意であるかのように促すものではありません。厚労省の基本的な感染対策はマスクマナーではなく咳エチケットです。

- ② 新型コロナウイルスも3年目に突入し、学術的見識も広まり未知のウイルスではなく対応可能なウイルスとなりつつあっても、行政の対応は依然として変わる事も無く、何をするにも新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ事が優先だと言われ続けています。結果として熱中症リスクを考えて適宜マスクを着脱するようと言われても、1人で散歩をしている高齢者は相変わらずマスクを着用し、どんなに暑い日の屋外でもマスクをして子どもと遊ぶ親子の姿があります。マスク生活の習慣化により、熱中症で死に至るリスクよりも、人目を気にして大人でさえ自分の意志でマスクを外せなくなっているのです。この国で流行っているのはコロナよりもマスクだと思います。まずは公共の場において差別や偏見を招きかねない表現の中止を求めます。マスクが必要な人、マスクを着ける事が出来ない人、どちらも浜田市にとって大切な人です。

そうした中、子どもを取り巻く環境は決して子どもの成長に好ましい傾向にあるとは言い難く、問題はもっと深刻です。マスク着用によるリスクが取り上げられる事は無く、大人を守る為に子どもの犠牲は仕方ないとされ、町の宝、未来の希望である子どもの心身への悪影響を真摯に受け止める大人が減ってしまいました。

友達同士がコミュニケーションを取る上で表情が見えず、怒っている様に感じてトラブルになる、マスクによる肌荒れから素顔を見られるのが恥ずかしい、隠したい気持ちからマスク依存へ、マスクを外すと感染するという心理的状況が長引いた事により精神面での問題、食事中も一口度にマスクを着脱している児童も珍しくありません。顔の半分以上が覆われている為に中高生においては入学からの3年間、同級生や教職員の素顔を知らないまま卒業を迎えてしまいます。社会へ出れば必然的に理不尽な環境へ身を置く事もあるでしょう。今のうちに大人が、多様な価値観や物の見せ方をしておく必要があります。友達同士がそれぞれの気持ちに寄り添い、素顔で笑い合えるよう、市内小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導中止を求めます。

- ③ 子どもの身を心配する保護者が児童・生徒へマスクを外すように促しても、小学校ではクラスの目当てが「鼻までマスクをしましょう」と決められ、同調圧力からの差別や偏見が生まれています。校長や教職員が校門前に構え、登下校時に鼻までマスクをしていないと厳しく叱られる事が日常化し、子ども達はマスクをしている生活に慣れ、マスク

をしているほうが先生に褒められ、認められる嬉しさすら感じてしまっているのです。学校運営ガイドラインの衛生管理マニュアルに追加されているマスク着用の指導については法律で決められているものではなく、教育委員会や学校が強制する事は出来ません。保護者裁量で保護者の判断に委ねられるものです。

ましてや、何が正解か分からない児童・生徒の自己選択を奪い、実質強制的なルールを強いる事は、大人が安心する為に大人の指示に従わざるを得ない子どもの人侵害に当たると考えます。子ども達にも日本国憲法第 11 条「基本的人権の尊重」、第 12 条「自由と権利の保障」、第 13 条「幸福追求権」、第 25 条「全ての国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利」があります。マスクの着用を強制するのではなく、その可否は子どもに選択させるよう求めます。

- ④ また、外しても良い場面が展開されても強制的な慣習から子どもは戸惑い、自らマスクを外せません。口頭で指導するだけでなく、外してよい場面では教職員や保護者が率先してマスクを外してみせ子どもへ促す必要があります。
- ⑤ 感染を予防する対策として不織布マスクの着用が推奨されていますが、着用効果ばかりが報じられ着用によるリスクがほとんど認知されていません。大人より酸素を多く必要とする子どもはマスク着用から数分で低酸素状態を作り出し、今の季節は熱中症で生命に繋がる危険があります。マスク生活となってから鼻血を出す子どもも増え、長時間の着用は免疫力の低下や通常生活の中で獲得するはずだった免疫も得られなくなり、表情が見えないことによるコミュニケーションや知育の発達遅れなど心身ともに悪影響を与えることは、世界中のたくさんの医師・専門家が提言しています。他にも口呼吸や心臓への負担、窒息、眠気、怠さ、骨格のゆがみ、顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起もされていますが、周知には至りません。浜田市内ではマスクをしないうちには遊ばせない、マスクをしないうちには来るなど友達の親から差別を受けている児童もいます。まずは家庭、教育機関へのマスク着用によるリスクの周知・理解が必要であり、各家庭で判断を促す一助として市民団体リトルレボリューションが発行している小冊子「たいせつなあなたへ」の配布を求めます。(添付致します)
- ⑥ 熱中症は必ずしも炎天下の中、運動時に起こるとは限らず、屋内やエアコンの効いた部屋、水分補給をしているつもりでも起こり、死に至る可能性のあるもので簡単に考えられるものであってはなりません。身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ません。そこへマスクをしていると身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ませ

ん。マスクによって狭い視界は更に遮られ、注意散漫にもなります。呼気によりマスクの表面は濡れていますが体内では脱水状態となっている為に、自己治癒力は働かず自覚症状が現れる前に突然倒れてしまいます。子どもを守る為の予防対策として期待される効果と引き換えに、子どもの心身へ悪影響があるというのは本末転倒です。文科省は推奨と言いつつ学校から強制された場合、子どもの健康は誰が保証してくれるのでしょうか。コロナは罹患しても治りますが、万が一で失った命は戻りません。現在も小・中学校からの対応変更のお知らせはなく、登下校、運動、部活時に児童・生徒はマスクを外せていません。犠牲を出してしまう前に熱中症は命の危険があるという事を家庭、教育機関への周知徹底を強く求めます。

- ⑦ 県内では消毒用アルコールを隠れて舐めて意識不明になった年長児がいますが、興味本位で舐めないにしても噴霧を吸入する事によっては教育の現場でも起こりうる問題であると考えます。消毒用アルコールは手洗いを出来ない場合の対策であるはずが、感染対策の徹底という指示の元に過剰な対策が行われ、子どもを守るはずの対策が子どもの生命を脅かす物になっています。店内に設置してあるフットレバー式の消毒を遊び半分で使用し、目や口に噴射する光景もよく見られます。

また、除菌し過ぎる環境で通常生活の中で獲得すべき免疫を得られず、長期化しているマスク生活で免疫力が低下したところへ小児における感染症に罹患すると通常より重症化し易い事も報告されています。

- ⑧ 浜田市では65歳以上の94%が重症化を防ぐと言われているワクチン接種を終えています。重症化をした子どももいません。陽性者数も市民比率の小数点以下です。

命を脅かす恐れのある感染症はコロナだけではなく、過剰な対策によって子どもの成長発達や健康への弊害が顕著に生じている今、地域の実情に応じた対策が取られても良いのではないのでしょうか。

今年度から子どもの医療助成も拡大され子育て世帯の安心は増えましたが、大切なのは病院へ掛かることなく、体調を崩してもすぐに回復できるような心身ともに健康な子どもを社会全体で育てることが前提であると考えます。必要な場面に応じての感染予防、対策は大切だと思いますが、大人の都合で子ども達の健やかな成長を理不尽に奪うのは、本来の目的とは間違った方向に進んでいると感じます。海外では基本的な感染対策を取り止め、ノーマスクの動きが広がっています。日本は、島根は、浜田市はいつまで世界と逆行する政策を続け取り残されていくのでしょうか。未来に希望が持てない子どもは自身の存在意義、居場所を求めて都会へ出て行きます。人口流出は益々悪化するでしょう。予防線を張って何もかも取り上げてしまうのではなく、何か問題が起きたとしても子どもは何も心配しなくていいと安心を与えられるような大人が増え、いずれ子ども達が大人になった時は地元で恩返しをしたいと思えるような寛容な町であります。

ように。私達が育てているのは子どもではなく、未来そのものです。最初に声を上げるのはとても勇気のいる事ですが、子どもの犠牲の上に成り立つ社会ではなく、大人が子どもを守る誇れる町となるよう心から望んでおります。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 34 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情

浜田市では平成28年度からの6年間を計画期間として、第1期公共施設再配置実施計画を策定し、取り組んできました。また、続く令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間として、第2期公共施設再配置実施計画を策定しています。

公共施設再配置実施計画を策定した経緯は、浜田市の平成25年時点のハコモノ(延べ床面積約40万㎡)を将来(40年後)同程度の規模で建て替えようとした場合、財政的に約7割しか更新できないのではないかと試算が出たため、40年かけて統廃合や譲渡等により、40万㎡を3割程度削減するというものです。

令和3年12月議会に於いて、この第1期公共施設再配置実施計画(令和3年10月時点)の進捗状況について執行部が資料を作成して報告なさっていますが、①1期計画期間中に終了する目標の施設数153に対して終了した105施設を示し、達成率68.6%、②計画に載っている施設の削減目標面積(27,936㎡)に対して実際の削減面積(18,969㎡)を示し、達成率を67.9%としています。そして、③将来更新投資額については、6年間での削減目標額(6,701百万円)に対して実際に削減した額(5,045百万円)を示し、達成率75.3%とし、④維持管理費の削減額は目標99,274千円に対し86,689千円削減できたとし、達成率87.3%としています。

第1期計画期間は6年なので約19,000㎡を削減したことにより、40年間での削減目標面積12万㎡の約15.8%($19,000 \div 120,000 \times 100 = 15.83$)を削減し、ますます順調に減っているはずですが。

しかし、浜田市は平成27年4月からの6年でハコモノを約19,000㎡以上を削減しながら、約18,600㎡以上の新規整備や取得を行っており、ハコモノの総量や維持管理費、将来更新投資額は実はあまり減っていないと思われます。当初の計画に載っている施設についてのみ、削減の進捗管理や報告をしているためこのような達成率の説明になっています。計画期間中の新規整備や取得による増加分を即時に計画の施設総量に反映し、常に総量での実態を解りやすく資料にしなければ、6歩進んで5歩下がっていても、進んだ6歩だけ報告している状態で、「総量が目標の規模にどのように近づいているのか」が見えない進捗管理と報告の仕方になっています。

ハコモノを40年かけて3割減らすというなら、公共施設再配置実施計画に、年毎の市のハコモノの総数、延床面積合計、年間維持管理費合計、将来更新投資額合計、市民一人当たりの保有面積、といった数値目標を示し、これらが右肩下がりに減っていかねばなりません。

市議会で「スクラップフォービルドでは駄目で、スクラップ、スクラップ、スクラップフォービルドくらいでやりたい。」といった執行部の発言が何度もありますが、直近7年では減らした分だけ増やしています。市民一人当たりのハコモノ面積は、平



成 27 年度の 6.8 m²から 6 年経って 7.4 m²に増えており、公共施設再配置実施計画どおりに削減できたとしても、40 年経った時の市民一人あたりのハコモノ面積は 10 ～11 m²に増えると思われます。これは、市民サービスが徐々に向上することを意味しており、残る公共施設を利用する市民が現在の半分になるイメージです。総量で目標に確実に近づくような進捗管理をしなければ、このまま将来世代につけを回し続けることとなります。

市が公共施設再配置の進捗について年次報告される場合、その年度に新規整備や取得した施設も含め、施設数、総面積、市民一人あたり保有面積といった重要な数値についても、総量の推移がわかるような報告と進捗管理が行われるよう、執行部に働きかけてくださいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛



| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 35 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情

浜田市では公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設再配置実施計画と合わせて公共施設の再配置を進めています。

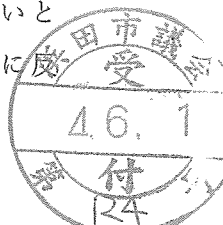
令和3年1月に総務省のからの「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」という通知（技術的指導であり、守らなくてもペナルティは無いそうです）を受け、浜田市を含め島根県内19市町村すべてが公共施設等総合管理計画の見直しを行い、浜田市も令和4年2月に見直しを行いました。

この総務省からの通知の中で「見直しにあたって記載すべき事項」というものが示されており、その中の「必須事項」とされている「維持管理・更新等に係る経費」「現在の維持管理経費」について、浜田市の公共施設等総合管理計画には計画策定時のままの数字（平成24年頃の数字）のみが載っており、すでに削減した施設の数字が含まれており、現状を表していません。この理由は、現在保有しているハコモノについて、それぞれの年間の維持管理費を担当課（行革）が把握していないために記載できないということだそうです。公共施設を新規整備する話が出ると、「建設に一般財源は使わない」とか、「市の負担は1割だから」といった説明を聴くことがありますが、施設の建設に係る費用よりも、施設を解体するまでかかる毎年の維持管理経費の合計が通常は多いため、維持管理経費はとても重要です。このため、国は維持管理経費を把握し、公共施設等総合管理計画に載せることを求めていると思われませんが、浜田市は計画策定時に1度調査したのみで、その後について「調査するのにコストがかかる」という理由（行革談）で全施設についての年毎に把握できていません。

公共施設再配置の目的は、すでに始まっている人口減少による財政規模の縮小や利用者減に合わせて、公共サービスの質がなるべく低下しないように、計画的に施設の総量を減らし、財政（政策）の自由度を維持することだと思います。指定管理施設については毎年度収支報告として維持管理費の報告が行われていますので、指定管理ではない施設についても、同様に横断的に把握することに技術的な問題は無いと思います。担当課（行革）からは「複数の施設について、維持管理業務を業者に委託している例もあるので計算が難しい面がある」という説明を受けましたが、ルールを決めて按分するしかないのでは、いつ取り組むと決めなかったためにできていないのではないかと思います。

年度のどの時点で、誰がどういう方法で施設ごとの維持管理費を行財政改革推進課に報告するのかを早急に決め、報告が実施されることで、浜田市の公共施設の総量について、維持管理費の推移を把握できます。

国が求めているからやるべきだということではなく、必要なことができていないと思いますので、市がルールを決めて取り組み、結果が公共施設等総合管理計画等に



映され、議会や市民が直近の公共施設の維持管理費について正しく知ることができる
よう、執行部に対し働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



浜田市議会議長様

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 36 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |

パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情

浜田市では重要な市の政策や計画について決定する際、最終的な決定前に広く市民にその計画等の案を示し、パブリックコメント制度として市民等に意見を募集しています。このパブリックコメント制度のルールとして、市のホームページに浜田市パブリックコメント制度実施要綱が載っており、第9条2項として「市長は、最終的な意思決定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。(1)提出された意見の概要、(2)提出された意見に対する市の考え方、(3)政策等の案を修正した時は、その修正内容及び理由」と定めています。また、市のホームページには、「パブリックコメント制度の流れ」という図が載っており、これによると、反映する意見と反映できない意見に分け、反映できない場合は理由を整理するといった「意見の処理」の後、最終的な案の決定を行った場合、「結果の公表」(ホームページへの掲載や所管課窓口への備え付け等)を行った後、「議会への報告や、議会で議決」をするという順序になっています。

しかし、令和4年3月4日の総務文教委員会に報告された浜田市教育振興計画について、この議会への報告時に於いても、パブリックコメントでどのような意見があったのかや、それらに対する市の考え方、修正の有無や理由を明らかにしないまま、決定した計画についてのみ報告されています。3月4日の総務文教委員会では、教育委員会からは「パブリックコメントの意見募集を行い、4名から17件の意見がありました」だけ報告され、どういう意見があって、どのように処理したのか、反映したのかしていないのかといった説明はありませんでした。この浜田市教育振興計画については、令和4年1月17日から2月16日にかけてパブリックコメントの意見を募集し、2月21日に開かれた教育委員会の会議で最終的な計画を決定(決裁)しているため、2月21日には意見の処理は終了していました。意見を書いた人たちは、意見が計画に反映されたのかどうかや、意見に対して市がどう考えるのか、また反映されていない理由も知ることができないまま、決定した計画だけが示されていたことになり、礼儀を欠いた対応だと感じます。

計画について「なぜ、パブリックコメントの結果の公表が行われないうまま、決定した計画だけが議会に示されているのか?市のホームページのパブリックコメント制度の流れの図と順番が違うのではないか?」と教育委員会に質問したところ、どこにも公表されていない「浜田市パブリックコメント制度の考え方・運用方法の手引き(第5次改訂版)」を示され、P.20 第2項関係(4)公表時期のイに「このため、政策等の最終的な決定(決裁)が終了した時以後(条例などの議決を要するものは、議案提出以後)に意見概要を公表するものです。」とあり、総務文教委員会後の令和4年3月7日に結果の公表をホームページに載せることで問題ないとの説明を受け



した。しかし、この教育振興計画は議会の議決を要するものではないため、議案提出以後である必要はなく、2月21日の最終決定後、速やかに公表していただくべきではないのか？と質問すると、「いつまでに公表するという規定は無い。意見として聞いておく」と回答されました。また、3月7日にホームページに公開された意見の概要と市の考え方には、「修正内容および理由」が載っておらず、「修正内容および理由が載っていないが、どこも修正しなかったのか？」と質問すると、「修正内容および理由を公表するとどこに定められているのか？」と逆に質問されました。ルールを確認せずに事務を処理していることが明らかです。

また、教育振興計画についての最終的な決定を行った教育委員会の会議（2月21日）を非公開で行った理由は、「会議を公開で行った場合、決定内容を議会に示す前にマスコミ等から内容が発表され、議員さんから議会軽視だと言われたことが過去何度もあったので、そういう事態を避けるために非公開で行った。」という説明を受けました。つまり、教育委員会が教育振興計画について、最終的な計画の内容もパブリックコメントの意見やその処理についても、決定後速やかに公表せずにいたのは、これが理由と言えます。議員の方から「議会軽視だ」と言われることを避けるためには、意見を書いた方たちを含め、市民を軽視して良いという考えに思えます。

そもそも、議員の皆さんは市民の代表であり、パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、それらの意見を市がどう処理した上で最終的な計画を定めたのかを気にしている方もいらっしゃると思います。様々な意見があるため、反映するかしないかは担当課や諮問委員会が検討し判断なさることでしょうが、①パブリックコメントに寄せられた意見、②それに対する市の考え方、③修正内容やその理由のどれも示さず、「最終的な計画だけを示せば、①②③は議会に示す必要が無い」という考え方こそが、議会軽視であり市民軽視ではないかと思えます。議会へ決定した計画を示す前に公表してはいけないという心配をすることに合理性が無く、すでに決定したことは、速やかに公表することで、議員の皆さんも市民もマスコミも同時に知ることができます。公平であり、議会軽視になるはずがありません。君市踏切の工事費激増の例もありますが、「知らせるべきことを、知らせなくても良いという判断をしている場合」が軽視だと思えます。

議会に示すまでに、パブリックコメントの結果の公表を行ったり、修正内容とその理由を公表していれば、意見を書いた人や計画に関心のある市民が、議員さんに「この点について市の考えや説明が良くわからないので質してほしい」といった相談も可能ですが、①も②も③も示されなければそのチャンスも与えていないと言えます。これはフェアなやり方ではありません。

パブリックコメント制度は、協働のまちづくり推進条例に定められた市民参画の方法の一つですが、同じルールで運用されているはずなのに、担当課によっては議会までに①②③をちゃんと示しています。最終的な計画等の決定前には、いろいろ公表できないことは理解できますが、パブリックコメントの意見募集を実施して最終決定

(決裁)が済んだものについては、協働のまちづくり推進条例の目的を果たすため、積極的にわかりやすい情報提供を、なるべく速やかに行っていただけるよう、事実確認の上、ルールの改正も含めて市に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 37 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |

浜田市議会議長様

パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情

令和4年に、浜田市教育振興計画案について、パブリックコメントの意見募集が行われ、意見を提出したところ、計画について議会に報告された後日、パブリックコメントの意見の処理として、「意見の概要と浜田市の考え方」が公表されました。これを読むと、私が書いた文章の約半分が削除された状態で出された意見の概要とされています。資料①～④を添付しますが、資料①②の黒枠で囲った部分が削除され、意見の概要③④とされています。

意見の半分が削除された理由を教育総務課に尋ねると、「意見の概要」を公表することになっているため、出された意見をそのまま載せる必要は無い。長いと解りにくいため編集した。」と説明を受けました。

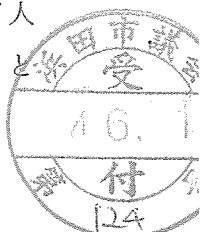
意見を提出した人は皆さん真剣に考え、時間とエネルギーを使い、場合によってはいろいろ調べて、意見を書いていると思います。もし、同じ内容を繰り返しているとか、誹謗中傷や個人情報を書いている場合、そうした部分を除いて利用されるのはわかりますが、今回の場合、そうではありません。

通常意見とは「●●について、▲▲という理由で、**する方がよい。」といったものですが、「▲▲という理由で」という意見の根拠の説明部が不足している場合、「なぜ、**する方がよいと考えたのかが書かれていない。」と感ずるため、根拠説明を削られた文章が、削られていないものよりわかりやすくはなりません。浜田市の教育に携わる職員からの説明「長いとわかりにくい。」は、全く合理性がありません。削除が必要なら、合理的な説明ができて然るべきですが、他に説明はありませんでした。担当課で削除・編集することができるとしても、ルールが不明確でよくわかりません。

過去のパブリックコメントの意見募集に何度か意見を書いています。各担当課は長い文章でも、内容を削除せず「意見の概要」としてホームページに載せて下さっています。

パブリックコメントの意見はまちづくりに関する情報であり、「書いてあることの真偽が不明」、「その時点の市の方針と違う」、「内容がよくわからない」といったものも含め、全ての意見は、市民が原文のまま読める必要があるものだと思います。

「長いとわかりにくい」という説明を行った方の職権で意見の半分を削除しては、削除された部分に書いたまちづくりに関する意見やその根拠といった情報が、原文のまま知りたいという市民に共有されません。一部を削除することのメリットとして合理的な理由がないならば、「寄せられた意見をどう捉えどう判断するか」は読んだ人が決めるのですから、市の職員の判断で寄せられた意見の半分を削って公表すること



は、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に反する行為ではないでしょうか。

出された意見のうち、誹謗中傷や個人情報など、拡散することが問題ある部分は削除されるべきかと思いますが、その他については広く市民に共有されるべきだと思います。

パブリックコメントの意見募集に寄せられた意見については、公表されることに合意の上で出されているため、「誹謗中傷や個人情報が書いてある」といった部分を除き、合理的な理由のない編集を行わずに利用や公表が行われるよう、執行部に働きかけて下さいますよう、お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



| | |
|---|---------------------------|
| 案件名 | 浜田市教育振興計画（案） |
| 募集期間 | 令和4年1月17日（月）～令和4年2月16日（水） |
| ご意見 | 生涯スポーツの振興について |
| <p>本計画では生涯スポーツの振興について、学校施設の市民への開放や、トップアスリートによる指導等に触れられています。</p> <p>多くのスポーツについて市民が選び取り組むことができるという選択肢の広さは、そのまちの魅力と言えます。多くのスポーツはそれに取り組むための施設や競技場が必要であり、競技として取り組むか、生涯スポーツとして取り組むか以前に、施設が無いためにそのまちでは取り組めない場合もあります。</p> <p>浜田市にはアイススケート場、カーリング場がありますが、競技として取り組む市民は多くありません。しかし、コロナが流行する以前、冷凍機の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用がありました。これは東公園の野球場や陸上競技場の利用者数に匹敵し、冬になれば、子供や孫と一緒にスケートを楽しむ市民が相当数いることを表しています。</p> <p>浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度および令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用を廃止、屋根付き多目的広場に改修する」としています。何度も「なぜ、野球場のスコアボードや、陸上競技場の地盤沈下対策等、他のスポーツ施設の大規模改修時には求めている利用者の急激な増加を、スケート場にだけ求めるのか」質問していますが、合理的な説明がありません。中国地方でも貴重な、スケートやカーリングを行うために無くてはならない施設を、市の強みとして利用しきれいていません。スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやすい施設だと言えます。</p> <p>ソチオリンピックの日本代表の町田樹さんの請願や住民の陳情を受け、市長は「市外から人を呼び込む施設として、スポーツ施設再配置整備計画について再度検討する」とおっしゃいました。スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツです。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきました。島根県内にオリンピック種目の全国大会や西日本大会クラスの大会を毎年行ってきた施設は、島根県に確認したところ浜田市のサンビレッジ浜田（カーリング）のみです。冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまっは、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになります。浜田市出身で小学生の</p> | |

ときからサンビレッジ浜田で練習してきた高校生が、今年 2 度目の国体入賞も果たしています。

スケート場については運営費部分は利用料金を他のスポーツ施設より高く設定しており、1 万人程度の利用でランニングコストの内光熱費相当部分は受益者負担が行われています。市のスポーツ施設でこれができる施設は、ほぼありません。この収入比率でもトップクラスに優秀であり、省エネ型の冷凍機に更新することでさらに年間 400 万円以上（40%以上）光熱費を圧縮できるというメーカーの試算まであります。ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯スポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでください。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育ったから、スケート・カーリングが体験できてよかった」「競技に取り組めてよかった」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながると考えます。

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 住 所 (法人等は所在地) | 浜田市国分町 1 6 8 9 - 1 |
| 氏 名 (法人等は名称・代表者氏名) | 三島 淳寛 |
| 連絡先 (電話番号) | (080) 1900 - 3471 |

【提出期限】 令和 4 年 2 月 16 日(水)必着

【提出先】 ■浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
FAX (0855) 22-5090
E-Mail kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp

【その他】 電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市HPの意見の概要

| | | |
|----|---|---|
| | <p>一運営推進委員会やまちづくり委員会、自治会、地域住民、このエリアで活動する市民団体等、学校、小学生、中学生、高校生、企業なども交えて、何が最適かを検討するなかから、寺中構想に近い住民自治の拠点づくりを進めてほしい。</p> | |
| 11 | <p>町づくりセンターを長沢にサブをつくる案？ →市民はこんなところまで行けず不要と考えます。 場所的に疑問、市民から希望がでたとは考えられない。</p> | <p>(学校教育課) 長沢町に地域の拠点施設を整備することにつきましては、これまで複数回地元要望をいただいております。地域住民の皆様の希望はあるものと認識しております。 また、建設場所につきましては、災害時のリスク等も勘案するなど、限られた諸条件の中で、地元や関係者の方々の意見も踏まえ、現在の候補地を決定しております。</p> |
| 12 | <p>生涯スポーツの振興について 浜田市にはアイススケート場、カーリング場があるが、競技として取り組む市民は多くない。しかし、コロナが流行する以前、冷凍庫の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用があった。 浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度及び令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用廃止、屋根付き多目</p> | <p>(文化スポーツ課) サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和2年に策定した「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」において、令和5年度を目途に多目的運動場に用途変更することとしております。ただし、令和3年度、4年度に利用者数の増加が継続的に見込まれる場合には、計画の見直しを検討することとしております。 なお、利用者数については、老朽化による開設期間の短縮やコロナ禍の影響もあることを考慮する必要があります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>的広場に改修する」としているが、スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやすいつ施設だと言える。</p> <p>スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツである。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきた。</p> <p>冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまつては、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになる。</p> <p>ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯スポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでほしい。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育つたから、スケート・カーリングが体験できてよかつた」「競技に取り組めてよかつた」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながつると考える。</p> | <p>一方で、昨年4月に利用者団体等から施設存続についての陳情や請願をいただいたことから、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討も併せて行つております。</p> <p>今後、改めて検討状況をお示しする機会を設けたいと考えております。</p> |
| <p>13</p> <p>資料館建設については賛否がある。何が最適なのかを今一度検討してほしい。</p> | <p>(文化スポーツ課)</p> <p>現在検討している歴史文化保存展示施設の整備につきましては、浜田郷土資料館が建築後60年以上を経過し、老朽化が著しく、展示スペースも狭いことから建替え整備を検討しております。</p> <p>市民の皆さんにも様々なご意見</p> |

改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情

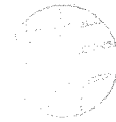
浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許可行為」（申し出があれば許可できた）であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」（申し出があっても許可しない）に変更しました。

庁舎管理権にもとづいて、「禁止行為を定めることができる」ことは理解できますが、庁舎内での執務の執行を妨げない場合や、庁舎内の秩序を乱さない場合は、市民にとって必要な場合、「メモで事足りる」という職員の価値観を押し付けるのではなく、「記録のための録音」を許可できるよう、規則の改正について検討して下さい、執行部に働きかけて下さいます様、お願いいたします。

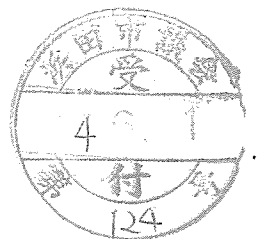
資料⑤を添付
します。

浜田市国分町1689-1

三島淳寛



| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 38 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |



メールによる行革への質問 と 行革の回答 資料⑤

| R4. 5. 24 メール受信 | 回答 |
|--|--|
| <p>④について質問の意図がわからないということですので、分かりやすく説明した上で、再度質問いたしますのでご回答下さい。</p> <p>5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。これにより、行政の推進が誤って認識されることを防ぐためです。」とあったため、この回答に沿って質問したものでしたが、わかりやすいように書き方を変えます。</p> <p>市の窓口での市政に関する相談内容（質問と回答などのやりとり）を、第三者に伝えることによって、その第三者に「行政の推進が誤って認識されることがある」と考えておられますが、メモを取った内容をもとに第三者に伝えた場合と録音による記録をもとに第三者に伝えた場合で、行政の推進が誤って認識されるリスクに違いがあるかどうかとその理由を教えてください。</p> | <p>メモ、録音による記録において、記録という行為の捉え方に違いはありませんが、第三者がメモを読む・見る、又は、同じことを聞き受け取ったことについて、第三者へ伝えた者と全く同様に理解されるかどうかは分かりません。したがって、誤って認識する可能性については、メモ、録音のどちらも否定できないと考えます。</p> |
| <p>⑤5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。」とあります。</p> <p>相談内容を記録する手段について、市民等の相談者が「メモを取ることで事足りる」と判断する場合もあれば、「正確に記録しておきたいので録音が必要」と判断することもあります。</p> <p>市民が「録音が必要である」と判断した場合、市の職員が「あなたにとって必要ない」、「メモすることで事足りる」として、相手の判断や価値観を否定し「必要ない」という認識を強要することは許されると考えるか否かと、その理由を教えてください。</p> | <p>相手の判断や価値観を否定し、強要することが許されるものとは考えてはおりません。</p> <p>そのような運用にならないよう取り組んでまいります。</p> |

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情

(浜田市協働のまちづくり推進条例)

趣旨理由：

「浜田市は、文書主義であるが、文書を作っていないでも違反ではない」と、過日
●●総務課長から発言があった。

しかし、これは、●●課長の勘違いではないかと思われる。

調べたところ文書主義の目的は「説明」だ。

そのために、記録を残さなければならないという流れだ。

総務省（公文書管理法）、島根県（公文書管理条例）も「説明」のため同様の見解です。

浜田市協働のまちづくり推進条例では6条2項で「市民へのわかりやすい説明責任」を定め、さらに「誠意をもって」という姿勢責任まで定めている。

このように「自治区廃止の代わりにできた重要な条例」に、「説明の義務」定められている。

先に述べたように、説明するためには、記録・文書が残されていないなければならない。

記録・文書がないということは「説明」ができないことになり、記録・文書を残していないということは、条例違反になる。（罰則はないのか？）

また、浜田市は「住民の福祉の増進」つまり、市民サービスのためにあるわけなので、「違反していないから問題ない」ではなく（実際は違反である）「違反ではないが記録・文書を残すようにする」というように考えるべきではないか？

浜田市に公文書条例がなくても、記録・文書を残していなければ条例違反であることを考え、説明責任を果たすために記録・文書を残すことを検討してほしい。

なお、浜田市は「電話録取」もない。

また、議員が相談やアドバイスに行ったこともほとんど記録に残っていないことを付け加える。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 39 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情

趣旨：

「憲法第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2021年9月1日より庁舎内（駐車場も含む）での録音が禁止になった。

何人かの市民が問題提起しているが、●●行革課長によると、

「切り取ってSNSにアップされ誤情報が市民を混乱させる」とか「職員の精神的負担を避けるため」という理由で、浜田市の方針で、●●副市長の指示により作られたそうである。

●●行革課長に尋ねたところ約1700ある市町村で、市の方針として録音禁止と決めたのは、数あるが、許可規定がないのは、浜田市だけだ。他に許可規定のない「完全録音禁止」をしているのは、浜田市以外に私は知りません。と、臆面もなく説明があった。

13ほど許可した例があるようだが、市民には知らされないままである。

HPには載せてくれませんか、半年前からお願いしているが聞いてもらえない。

ほかの自治体で「完全録音禁止」していないのに浜田市だけが禁止している。

しかし、自宅から電話をかけて会話を録音することはOKということだ。

これでは、中途半端で実効性がない。

それなら、許可規定を加えるべきではなからうか？

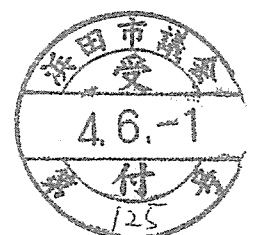
議員の皆さん、いろいろなレベルの市民がいます、書くのが遅い、録音なら時間はいらぬ、証拠として録音したいなど、

浜田市の職員は証拠のために録音が許可される。

市と市民は対等の関係と定めた条例にも違反するのではなからうか？

間違いがないように録音することを検討してもらいたい

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 40 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

長沢サブセンターについての陳情

趣旨：

まず、数年前からの流れはこのようになっている。

- ① 長沢郵便局のところ（現在島根電工アパートが建築中）
- ② その下のT字路のあたり
- ③ 陶芸の里（長沢陸橋から北に下ったすぐ右手）

- ④ キヌヤ（旧服部タイヨー）駐車場
- ⑤ 教育センター
- ⑥ キヌヤ店舗内
- ⑦ これらも併せて他も検討

ここで③の陶芸の里の検討の仕方がでたらめなのである。

●●係長の自分でも見積もりということで専門性はない見積もりだった。

1億5千万円のメモ書きが赤線で訂正され2億円になっており、値段の問題。

入り組んでもいない道路が入り組んでいるという問題提起。

改装費の4800万円は、有福小の改装費と同額を持ってきただけ。

必ずしも必要のないエレベーターをつける問題。

高額なキッチンセットを予定。

駐車場舗装に2000万円。200坪なので500～1000万円で十分。

総額1億円にならないくらいのものを2億円と試算し高額だという結論。

③については特に、専門の見積もりを取ったうえで市の予算の無駄遣いにならないように検討してほしい。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 41 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名： 飲酒同乗運転があったかないかという陳情

趣旨：

平成30年11月に午前4時、市役所を通過した車がハローワーク方向に進んだところでパトカーに止められ、課長が助手席、もうひとりが酒気帯び運転で捕まり、その日の午前中は、新しい警察で取り調べを受けた。

●●というラーメン店の方、運転していた方などに証言してもらい資料を見てもらったり録音を聞いてもらったりしている。

当時の●●副市長と●●総務部長は、議会が始まる前9時ごろ議長団に報告に来た。「課長が飲酒運転で逮捕された」という報告があった。

その後○○課長はどうしたんだという問いに、●●部長は「退職届が出ました」と答えた。

その課長の妻である議員に聞けばわかることです。

なぜ議員に聞かないのか？

同じ会派の●●議員は及び腰、腰が引けており闇に葬るような発言があった。

処分をされる人と免れる人がいていいはずがない。

もう処分はできないので、求めはしないが、飲酒同乗、処分に値するようなことがあったか
なかったかは、はっきりしないといけない。

ネットでも市長が隠した、だから市長選が接戦だったのだとのうわさもある。

あったかなかったかだけでも、明らかにさせることはできないものだろうか？
議員の皆さんの正義感とエネルギーに期待します。

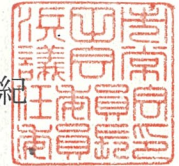
| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 42 |
| 付託先委員会 | 総務文教委員会 |
| 審査結果 | |



令和4年6月13日

総務文教委員長 永見利久様
福祉環境委員長 小川稔宏様
産業建設委員長 川上幾雄様

議会広報広聴委員会
委員長 三浦大



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

はまだ議会だより Vol.65 (令和4年5月1日発行) で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和4年6月29日(水)正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.66 (令和4年9月1日発行予定) に掲載予定です。

読者アンケート Vol. 65 に寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|--|----------|
| <p>防犯カメラが色んなところに増設され、安心感が増しました。通学路にある、増水時に危険だと感じていた側溝に蓋がついたり、身近なところで改善を感じ、嬉しく思います。</p> <p>コンパクトシティやSDGs 推進、オンライン活用で地方でもできることが増え…と社会が変化している今、予算をかけて大きな箱物を作るような従来型の町づくりではなく、長期的な視点でコツコツと一人一人の住みやすさを積み上げていくことが、地域の課題解決に繋がることもあるのではと感じます。</p> <p>団塊世代がこの世を去ったあとの浜田市には何が残るのか、何が必要なのかを考えて動ける議員さんを期待しています。</p> | |
| <p>歴史資料館の建設反対を市長に対して議員がはっきり言ってほしい。</p> <p>予算規模が少ない中で、建設費や維持費に投資することは納得いかないし、市民生活は全く良くなれないと思っている。</p> <p>市長に対してはっきりものを言える議会であってください！</p> | |
| <p>市長はよく住んで良かった街づくりとスローガンを言われますが高齢者にとっては、とても住みにくい街となっています。</p> <p>その原因は交通の便が悪いことです。病院や買い物をするのにいつもタクシーは使えません(タクシー券を最大買っても1年間ではとても足りません)</p> <p>私の知り合いはそういった事情で外出することも少なく、家に引きこもりがちです。そのために病気がちとなり医療費も高くつきます。高齢者が生き生きと好きな時に好きな場所に行くようになれば、引きこもりもなくなり医療費にもやさしい街になるのではないのでしょうか。そのためには交通の便が良くなることです。</p> <p>私も80代で免許の返納も考えていますが、こういった事情では返納もできません。</p> <p>話に聞くところによると松江市ではワンコインバス(小型バス)が走っていて左まわり右まわりとあり、街の隅々まで走っていると聞きます。浜田市もぜひ旧市内にワンコインバスを走らせてせめて30分に1本の割合で走るようにしていただきたいです。高齢者からの切なる願いです(第3セクターでも良いです)</p> <p>※松江市の実情を調べてみて下さい。</p> <p>※高齢者が生活する上で困っていることをアンケートして見て下さい(課題が浮きぼりになると思います)</p> | |

読者アンケート Vol. 65 に寄せられた意見等対応報告

福祉環境委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|---|----------|
| <p>市議の方（浜田市として）考えて頂きたいのですが、私の子供2人は精神福祉手帳3級取得者、私自身も療育手帳B級取得者です。ずっと思っていたのですが、障がい者手帳を保持しており療育手帳ならA/精神福祉手帳なら1・2級の方なら自動車税免除や高速道路等の優遇がありますが、私からすると遠方から病院に通う際高速道路を使用したり、子供の通院やリハビリ等でどうしても親が運転をしないといけなくなってしまいます。現に私の子供は2人共どちらかが通院やリハビリに通っているため毎週運転（高速利用しないといけない距離です。）しています。その障がいの重さに関係なく、もう少し障がいをもっておられる家族の事を考えてもらえないでしょうか？家族として心からの願いです。</p> <p>そして、譲り合い駐車場の使用についても同様です。重度の方や妊婦さん・ペースメーカーを入れている方・高齢者の方は利用可能なような表示がありますが、これもぜひ浜田市、島根県に発信してほしいと考えます。</p> | |
| <p>コロナ禍の今、带状疱疹が増えていると聞きます。数年前、私の妹が60代でかかり、本当に苦しんだ姿が怖くて忘れられません。コロナで収入もままならず……どうか助成金を考えて下さい。50代以上の人によろしくお願い致します。</p> | |

読者アンケート Vol. 65 に寄せられた意見等対応報告

産業建設委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|---|----------|
| 君市踏切について工事仕様書も JR に示したか 口頭で依頼したのか 逃げるごまかすの執行部説明 としか見てないがどうか | |